

都城市若者応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、若者の雇用を活性化し、地域の人材確保及び市への転入を図るため、宮崎県と共同して、予算の範囲内において、都城市若者応援給付金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）、宮崎県若者U I Jターン促進事業実施要領（令和7年4月1日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下、「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 名古屋圏 愛知県、岐阜県及び三重県をいう。
- (3) 大阪圏 大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (4) 三大都市圏等 東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県をいう。
- (5) 移住支援金 「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定）及び「宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領」（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定）に基づく移住支援金をいう。

(交付金額)

第3条 若者応援給付金の金額は、1人当たり30万円とする。

(申請対象者の要件)

第4条 若者応援給付金申請対象者は、令和7年4月1日以降に本市へ転入し、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住し、かつ、三大都市圏等の事業所へ通勤していた者
- (2) 市への転入時において、29歳以下である者。ただし、転入した年度の3月末までに30歳となる者を含む。（4月1日が誕生日の者については、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとする。）
- (3) 若者応援給付金の申請時において、転入した日の翌日から起算して1年内であること。
- (4) 県税に未納がない者
- (5) 市税に未納がない者
- (6) 転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納がない者
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (8) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金並びに若者応援給付金及び都城市移住応援給付金を受給していない者。ただし、移住支援金並びに若者応援給付金、及び都城市移住応援給付金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市が

認める場合を除く。

(9) 外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

2 若者応援給付金の申請は、1人1回限りとする。ただし、1回目の申請時要件を満たさなかった者が、要件を満たした場合はこの限りではない。

(交付要件等)

第5条 若者応援給付金申請対象者のうち交付対象となる者は、この給付金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 県実施要領第4の1(2)1)～4)、若しくは(4)、(5)に定める要件を満たす者

(2) 県実施要領第4の1(2)1)～4)以外の就業の場合で、次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 勤務地が市内に所在すること。

イ 週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。ただし、県及び市の判断により対象とすることを可能とする。

エ 当該事業所に、若者応援給付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

カ 就業する事業所は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う事業所でないこと及び臨時金利調整法(昭和23年法律第122号)第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする事業所でないこと。

(3) 本市に転入後、起業した者であって、次の要件を全て満たしている者

ア 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者

イ 若者応援給付金の申請日から起算して5年以上、当該事業を継続する意思を有している者

2 前項の規定に関わらず、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員(同条第3項第5号を除く。)は、この給付金の対象としない。

(交付の申請)

第6条 若者応援給付金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、都城市若者応援給付金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、本市に転入した翌日から起算して1年以内の間に、市長に提出するものとする。ただし、市税の滞納のない証明書については、市長が滞納がないことを確認することに同意した場合に限り提出を省略できるものとする。

- (1) 写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認できる書類）。ただし、マイナンバーカード利用による電子申請の場合は除く。
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票除票。ただし、住民票除票により転入する直前の1年以上の在住期間が確認できない場合は、戸籍の附票の写し
- (3) 若者応援給付金の振込先の預貯金通帳又はキャッシュカード等口座情報が確認できる書類の写し
- (4) 本市に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納のないことを証する書類
- (5) 県税の未納のないことが確認できる証明書
- (6) 本市への転入前に三大都市圏等で従業員として勤務していた者は、転入前に勤務していた企業等が発行する転入前就業証明書（様式第2号）
- (7) 本市への転入前に法人経営者又は個人事業主として三大都市圏等に通勤していた者は、在勤地を確認できる開業届出済証明書等及び在勤期間を確認できる個人事業等の納税証明書
- (8) 県実施要領第4の1（2）1）、2）、4）及び第5条第1項第1号及び第2号に該当する者にあつては、就業証明書（様式第3号）
- (9) 県実施要領第4の1（2）3）及び（4）に該当する者にあつては、自営業者就業証明書（様式第4号）及び支援策活用証明書（様式第5号）
- (10) 県実施要領第4の1（5）に該当する者にあつては、事業承継支援証明書、事業承継の成立を証する書類（契約書、代表者の変更を証する書類）その他市長が必要と認める書類
- (11) 第5条第1項第3号に該当する者にあつては、起業支援金の交付決定通知書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、実地又は台帳により居住の状況等を調査するものとする。

2 前項の規定による審査又は調査により、若者応援給付金の交付が適当であると認めるときは都城市若者応援給付金交付決定通知書（様式第6号）により、不適當と認めるときは都城市若者応援給付金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により若者応援給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して3月以内に若者応援給付金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 支援対象者が、紛失等の理由により都城市若者応援給付金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、都城市若者応援給付金交付決定通知書再交付申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の都城市若者応援給付金交付決定通知書再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに都城市若者応援給付金交付決定通知書(再交付)(様式第9号)を支援対象者に交付するものとする。

(変更等の報告)

第11条 支援対象者は、第5条に定める要件に該当しなくなったとき又は第13条に規定する返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、若者応援給付金の適切な交付を確保するために必要があると認めるときは、支援対象者に対し、若者応援給付金に関する報告を求め、立入調査を行うものとする。

(返還請求)

第13条 市長は、次に掲げる若者応援給付金の返還要件に該当すると認めるときは、当該若者応援給付金の交付を受けた者に対し、都城市若者応援給付金返還請求書(様式第11号)により、若者応援給付金の全額又は一部の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当した場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 若者応援給付金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

ウ 若者応援給付金の申請日から1年以内の間に離職した場合

エ 若者応援給付金の申請日から1年以内の間に申請に必要な要件を満たしていないことが明らかであると市長が判断した場合

オ 第12条の規定による報告又は立入調査を、正当な理由なく拒んだ場合

(2) 半額の返還 若者応援給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

(重複申請の禁止)

第14条 第6条の規定による交付申請をしている期間においては、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」に基づく移住支援金及び、都城市移住応援給付金に係る要綱の規定に基づく交付申請はできないものとする。この場合において、移住支援金支給対象者及び都城市移住応援給付金支給対象者については、対象外とし、移住支援金及び都城市移住応援給付金の受給者と同一人物、同一世帯に属する者からの申請は認めない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、若者応援給付金の交付に必要な事項は、宮崎県と都城市が協議して定める。

附 則 (令和7年7月1日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月6日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。